

令和8年度 志摩市を元気にする創業支援補助金 募集要項

志摩市では、市内で新しくお店や会社を始める方、または新しい分野に挑戦する事業者の皆様を対象に、準備にかかる費用の一部を補助します。

令和 8年 4月 1日

志摩市 観光経済部 経済課

1. 事業の概要

【事業の目的】

本補助金は、市内において新規創業、第二創業又はスタートアップ（以下「創業等」という）を行う者に対し、創業等による事業の経営基盤を強化することを目的とし、創業等を行う際に必要となる経費の一部を予算の範囲内で補助するものです。

【創業、第二創業及びスタートアップ】

本補助金における新規創業、第二創業及びスタートアップとは次のとおりとします。

1. 新規創業：事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること又は事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、新たに事業を開始すること。

2. 第二創業：個人又は法人が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、異なる業種(日本標準産業分類に掲げる中分類が異なる業種)の事業を新たに開始すること。

3. スタートアップ：新規創業又は第二創業により革新的なビジネスモデルを活用した事業を新たに開始すること。

【金融機関からの支援】

当該補助金の交付を受けるためには、金融機関から資金計画の指導を受け、資金融資の支援を受けて創業等を行うことが前提となります。本要件は、金融機関による審査を通じて事業計画の客観的な妥当性を担保するとともに、補助金交付までの資金繰りの安定化を図り、さらには将来的な伴走支援体制を構築することで、事業の継続的な成功を確実なものにすることを目的としています。

なお、志摩市の地方創生等を推進することを目的に、志摩市内における創業等支援に関する協定を以下の金融機関（以下「協定金融機関」という）と締結しております。支援を受ける金融機関にお悩みの場合は、協定金融機関のご紹介・マッチングが可能です。

（順不同）

- ①株式会社百五銀行
- ②株式会社三十三銀行
- ③日本政策金融公庫

【採用予定件数】

4件程度 * 予算の状況により件数が増減する場合があります。

2. 参加資格（補助対象者及び対象事業）

【補助対象者】

市内において令和8年度内に創業等により事業を開始する者で、次の全てに該当する者

1. 金融機関から資金計画の指導を受け、創業等に係る資金の融資を受けること。
2. 実績報告書の提出日において、個人の場合は、市内に住民登録があること、法人の場合は、市内に主たる事務所又は事業所を有すること。
3. 新規創業の場合は、実績報告書の提出日において、特定創業支援等事業による支援を受けた証明書を有すること（他市町の証明可）
4. 3年以上継続して市内で事業を実施すること

※特定創業支援等事業による支援を受けた証明書に関する留意事項

新規創業者が本補助金の実績報告を行う際には、産業競争力強化法に基づく「特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書」の提出が必須となります。申請にあたっては以下の点に十分注意してください。

支援の内容と証明書の交付：本証明書は、市区町村または認定創業支援等事業者が実施する「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4知識を習得するための継続的な支援（創業セミナーの受講や個別指導等）を受けた者に対し、市区町村長が交付するものです。

志摩市における相談窓口：志摩市では、志摩市商工会に「創業ワンストップ相談窓口」を設置し、本事業の支援を行っています。支援内容や受講スケジュールについては、早期に志摩市商工会へ相談してください。

取得期限と提出時期：本証明書は、実績報告書の提出日までには有している必要があります。支援の完了から証明書の発行までには一定の期間（概ね1ヶ月以上）を要するため、事業着手後速やかに受講を開始するなど、計画的な取得に努めてください。

他市町村での証明書について：志摩市以外の市町村で当該支援を受け、当該市町村長から交付された証明書であっても、本補助金の申請に使用することが可能です。

その他の優遇措置：本証明書を有することで、本補助金の申請資格が得られるほか、登録免許税の軽減措置や日本政策金融公庫の融資制度における優遇措置を受けられる場合があります。詳細は各関係機関へ確認してください。

以上にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助対象者とはなりません。

- 市税の滞納がある者
- 許認可等を必要とする場合で、事業を開始する日までに取得する見込みがない者
- 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員等と密接な関係がある者
- 過去に本補助金を受けたことがある者

【補助対象事業】

創業等に伴い市内に事業所を開設する事業

事業所とは：事業の用に供する事務所、店舗、工場等を指し、住居物件と併用するものは除くものとする。

以上にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は、補助対象事業とはなりません。

- スタートアップに該当しない日本標準産業分類に掲げる大分類の漁業、農業、林業
- 常時従事する者がいない事業（例：太陽光発電事業、アパート経営事業等）
- 第二創業にあっては、雇用の拡大が見込まれない事業
- 営業日数が週3日に満たない事業（開設するが店舗で無い場合は、稼働日数）
- フランチャイズ契約若しくはチェーンストア又はこれらに類する契約に基づく事業

3. 補助内容

【補助金額（ベース）】

補助率：補助対象経費の2分の1以内（上限 50 万円）

※算出した金額に 1,000 円未満の端数があるときは切り捨てます。

【加算による補助上限額と補助率】

次に該当する場合は、該当する金額を上限額に加算し、上限額を最大 100 万円とすることが出来ます。ただし、審査により加算を認めない場合があります。

種別	補助率	上限額
国立公園を活用した新観光体験創出事業	補助対象経費の2分の1以内	80万円
地場産品開発事業		70万円
地域課題解決事業		60万円
スタートアップ	補助対象経費の3分の2以内	100万円

【加算要件】

加算項目	加算要件
<p>国立公園を活用した 新観光体験創出事業</p>	<p>伊勢志摩国立公園の豊かな自然環境や地域資源を活用し、市外からの誘客及び滞在時間の延長に資する事業であり、次の(1)から(3)の要件を全て満たすものであること。</p> <p>(1)法令等の遵守及び関係機関との調整を行う事業 自然公園法等の関係法令に基づく許認可を取得していること、または交付決定後、事業開始までに取得する確実な見込みがあること。なお、許認可が不要な場合はこの限りではない。</p> <p>(2)体験プログラムの提供が付随する事業 単なる場所の提供や物品・機材の貸与のみを目的とするものではなく、人的サービス（ガイド、インストラクター等による案内・指導等）または独自の体験プログラムが付随していること。</p> <p>(3)地域性・独自性を確保する事業 次のいずれかの要素を含む事業計画であること。</p> <p>(ア) 歴史・文化の伝達：地域の歴史、文化（海女文化等）、自然に関する解説や学習要素が含まれていること。</p> <p>(イ) 環境への配慮：環境保全活動をプログラムに含む、または収益の一部を環境保全に還元する仕組みを有すること。</p> <p>(ウ) 地域内循環：体験の提供にあたり、市内の他事業者（飲食店、宿泊施設等）と連携し、地域内での周遊や消費を促す仕組みを有すること。</p> <p>(エ) 特定層への対応：インバウンド（多言語対応）、平日・閑散期の誘客、新たな顧客層の開拓に資するものであること。</p>
<p>地場産品を活用した 特産品開発事業</p>	<p>志摩市内で産出される農林水産物等の地域資源を活用し、新たな商品開発または高付加価値化を行う事業であり、次の(1)から(3)の要件を全て満たすものであること。</p> <p>(1)志摩市産の農林水産物等を活用する事業 主要な原材料として、志摩市産の農林水産物または地域独自の素材を使用すること。</p> <p>(2)市内の生産者等と連携する事業 原材料の調達にあたり、市内の生産者、漁協、農協等との連携体制が構築されていること、または事業開始までに構築される見込みが具体的（同意書、協議記録等で確認できる状態）であること。</p>

	<p>(3)市場性及び発展性が期待できる事業 単なる既存商品のパッケージ変更や詰め合わせのみを目的とするものではなく、次のいずれかの要素を含む事業計画であること。</p> <p>(ア) 未利用資源の活用：規格外品、低利用魚、未利用部位等を活用し、資源の有効活用や生産者の所得向上に寄与するものであること。</p> <p>(イ) 販路の明確化：市外・県外への販売、EC サイトでの展開、ふるさと納税返礼品への登録など、域外からの資金獲得を目指す具体的な販売計画を有すること。</p>
地域課題解決事業	<p>地域が抱える具体的な社会課題の解決に資する事業であり、継続的な事業運営が見込まれるものであって、次の(1)から(3)の要件を全て満たすものであること。</p> <p>(1)解決しようとする地域課題を特定している事業 客観的なデータまたは地域住民等へのヒアリングに基づき、解決しようとする地域課題（買い物弱者支援、交通移動支援、見守り、子育て支援等）が明確に特定されていること。</p> <p>(2)継続的に運営できる収益モデルを構築している事業 ボランティア活動のみを目的とするものではなく、利用料収入、委託料、広告収入等により、補助事業期間終了後も継続的に運営できる収益モデルが構築されていること。</p> <p>(3)地域の関係者等と連携し、解決手法に実効性がある事業 次の要素を含む事業計画であること。 地域コミュニティとの連携：自治会、民生委員、行政機関等と連携・協力体制を構築し、地域に根差した活動を行うものであること。</p>
スタートアップ	<p>「独自の技術やアイデア」を核とし、「既存の市場や産業構造に 変革（イノベーション）」をもたらすことを目指し、「短期間での急成長」を目指す事業</p>

【補助対象経費】

次の表のとおりとします。

経費区分	内容
事業所新設・改修工事費	当該事業に係る事業所の新設又は改修の工事に要する経費 *自己施工による原材料費は対象外とする。
事業所賃借料	当該事業に係る事業所として借り受けた物件(申請者の3親

	等以内の者が所有する物件を除く)の賃借料
備品購入費	当該事業の実施に必要不可欠な備品で、管理責任を明確にしたものの購入に要する経費 *パソコン・タブレット等の汎用性が高い備品は補助対象外とする。 *中古品の購入にあたっては個人からの購入や、オークション(インターネットオークションを含む)による購入は除くものとする。
マーケティング調査費	マーケティング調査に要する経費
広告宣伝費	新聞や広報誌、デジタル広告等の広告宣伝に要する経費
外注費	その他、事業実施に必要な外注費(企業ロゴデザイン料、コンサルティング料等)
補助対象外経費の例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付決定前に支払った経費(採用決定後に事前着手届を提出した場合を除く) ・ 実績報告日までに支払が完了していない経費 ・ 補助対象経費区分に記載のない経費(消耗品費等) ・ 補助対象(用途, 単価等)の確認が不可能な経費 ・ 見積書、契約書、仕様書、納品書、検収書、請求書、振込控、領収書等の帳票類に不備がある場合 ・ 補助対象事業以外の通常業務・取引と混合して支払が行われており、補助対象となる経費を明確に区分できない場合 ・ 他の補助金等を受けている経費 ・ 他の取引と相殺して支払が行われている場合 ・ 一般的な市場価格に対して著しく高額な経費 <p>※上記は例であり、記載のない内容でも対象外となる場合があります。</p>

【対象となる3条件】

1. 使用目的が本事業に必要不可欠と明確に特定できること。
2. 交付決定日以降に発生し、事業期間中に支払いが完了したこと。
3. 証憑資料(領収書等)で金額が確認できること。

4. 募集期間

各募集回の募集期間は、次の表のとおりとします(予定)。

募集回	募集期間	委員会日程	採用決定日
-----	------	-------	-------

第1回	4月6日(月)～5月15日(金)	5月26日(火)頃	6月上旬頃
第2回	7月1日(水)～8月7日(金)	8月21日(金)頃	8月下旬頃

※上記日程は、変更になる可能性があります。

5. 補助金の手続きの流れ

ステップ	内容
1. 事業計画の策定	志摩市商工会では、創業のワンストップ相談窓口を設置しています。支援を必要とされる方は、商工会にご相談ください。
2. 金融機関への相談	融資に向けた資金相談
3. エントリーシートの作成・提出	エントリーシートの書き方についてのご質問は、志摩市観光経済部経済課にご連絡ください。
4. 審査委員会	補助金の採用事業者を決定するため、委員会を開催します。委員会は、申請者の方に参加いただき、事業の計画や内容についてのヒアリング等を行います。
5. 採用事業者決定	委員会の結果を受けて、志摩市が採用事業者を決定し、申請者全員に審査の結果を書面により通知します。
6. 金融機関とのマッチング	融資等を受ける金融機関が未決定の場合のみ、市が協定を締結している金融機関とのマッチングを支援します。
7. 交付申請	事業着手前に申請が必要です。交付決定前の着手を希望する場合は事前にご相談ください。
8. 交付決定	市から「交付決定通知書」を送付。
9. 事業実施	事務所新設、改修工事、物品購入、支払い等を令和9年3月19日までに全て完了させること。
10. 実績報告	事業完了後30日以内または令和9年3月24日までに報告。 支援を受ける金融機関の融資が実行済みであること。 領収書等の支払い証明書類を添付すること。
11. 補助金受領	額の確定後、指定口座へ振り込み。

6. 申請

【提出書類】

以下の提出書類を各募集期間の期日までにご提出ください。

順番	提出書類の名称	様式	必須	備考
1	エントリーシート	様式第1号	●	
2	資格を証明する書類の写し	写し	▲	創業等において法令に基づく資格が必要な場合で、取得済みのものに限ります。
3	創業場所が確認できる資料	任意様式	●	

上記のほか、審査にあたり資料の追加提出を求める場合があります。

【提出先及び提出方法】

提出先：志摩市 観光経済部 経済課

住 所：〒517-0592 志摩市阿児町鶴方 3098-22 /メール: keizai@city.shima.lg.jp

提出方法：郵送または電子メール（募集締め切り日必着）

7. 審査方法・審査内容

【審査方法】

志摩市が設置した「令和8年度 志摩市を元気にする創業支援補助金採用事業者審査委員会」（以下「委員会」という。）により審査を行います。委員会では、エントリーシートの内容審査及びヒアリング審査によって審査を行います。ヒアリング審査の概要は、次のとおりとし、申請者は必ず参加いただく必要があります。

【審査の流れ及び留意事項】

- ①. 参加者からのエントリーシートの内容に関する概要説明 10分以内
- ②. 委員会から参加者へのヒアリング 10分以内
- ③. 参加者の出席人数は、2人以内とします。
- ④. 選考会当日における説明用の追加資料の提示及び配布は認めません。

【審査のポイント】

番号	審査項目	審査基準
1	事業への熱意・創業動機	○ なぜ志摩市でこの事業を始めたいのか、動機や目的が明確か。解決したい課題に対して強い情熱を感じるか。
2	事業の計画性・戦略	○ 販売ターゲットが明確か。自社の強みを活かした差別化（セールスポイント）が計画に盛り込まれているか。
3	実現可能性・遂行能力	○ 過去の経歴や資格、許認可の取得状況が事業に活かせるか。事業所の確保や開業準備が具体的に進んでいるか。
4	資金調達の確実性	○ 金融機関から資金計画の指導を受け、融資の実行見込みがあるか（必須要件）。自己資金の準備状況は適切か。
5	収支計画の現実味・妥当性	○ 客単価、客数、営業日数の根拠が論理的か。3年後の収支シミュレーションが継続可能な利益を確保できているか。
6	地域性・波及効果	○ 市の資源活用や雇用創出など、地域経済への貢献が期待できるか。地域のニーズに沿っているか。

【加算】

内 容
国、県、市若しくは金融機関又はそれらに類する団体等が実施するビジネスプランコンテストで受賞実績がある事業を行う場合

【加算項目加点のポイント】

加算種別	評価項目と配点	内容の確認箇所
観光体験	許認可・調整状況	自然公園法等の許認可が必要な場合、調整相手や時期が具体的か。交付決定後の取得に向けた明確な道筋があるか
	人的サービスの質	ガイドやインストラクターが誰で、どのような専門的な案内・指導を行うか具体的に記されているか（単なる場所貸しでないか）
	地域性・独自性の工夫	歴史・文化、環境、地域循環、インバウンド対応のいずれかが、志摩市ならではの内容で具体的に計画されているか
地場産品	地域資源の活用	使用する志摩市産原材料が明確で、その素材を活かす必然性があるか。
	生産者との連携体制	原材料の調達先との調整が進んでおり、生産者の所得向上や地域経済への還元が見込めるか。
	市場性/発展性	未利用資源の活用や、EC・ふるさと納税等の具体的な販路開拓の工夫がなされているか（既存品との差別化）。
地域課題	課題特定の根拠	公的データや住民ヒアリングに基づき、解決すべき課題が客観的に特定されているか（思い込みでないか）。
	収益モデルの自立性	補助金終了後も、利用料や委託料などで継続して運営できる具体的な収益構造になっているか。
	地域連携と実効性	自治会や行政等との連携が具体的で、目標（KPI）やICT活用などの解決手法に実現可能性があるか
スタートアップ	革新性/技術	独自の技術やアイデアにより、既存の市場や産業構造にどのような変革をもたらすか（既存ビジネスの焼き直しでないか）
	短期成長戦略	短期間で事業をスケール（拡大）させるための具体的なロードマップや成長戦略が描かれているか

【委員会の日時及び会場】

エントリーシートをご提出いただいた申請者の皆様に、後日郵送または電子メールでヒアリング審査の日時及び会場（志摩市役所本庁舎を予定）を改めてご案内します。

【留意事項】

資格審査については、事務局（志摩市観光経済部経済課）が行い、次のいずれかに該当する場合は、審査対象から除外します。

- (1) 対象者及び対象事業に該当しないと認められる場合
- (2) 提出書類について、募集要項に定められた提出方法、提出先等に適合しない場合
- (3) 提出書類の内容に虚偽があることが明らかな場合
- (4) 参加者が委員等関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合

8. 採用事業者の決定及び交付申請

【採用事業者の決定】

委員会の審査の結果により、採用事業者を決定します。

【審査結果の通知】

申請者全員に対し、書面により通知します。

【補助事業の交付決定】

要綱第9条に基づき交付申請の提出があった後に交付決定します。

【次点者への交付決定】

採用事業者が交付申請をしなかった場合、その他権利を失った場合は、その旨を次点者へ通知し、要綱第9条に基づき交付申請の提出があった後に交付決定を行います。

9. 事前着手

事業所の改装に係る工事や設備等の発注などは、市が補助金の交付決定をしてから着手をすることが原則ですが、交付決定前に着手が必要な場合は、採用事業者決定後、「志摩市を元気にする創業支援補助金事前着手届」に関係書類を添えて提出してください。

なお、事前着手はエントリーシートの内容に基づき実施されるものに限ります。

10. その他

1. 提出された書類、審査の過程等は、公表しません。
2. 提出書類の作成・提出、ヒアリング等への関する費用は、すべて申請者の負担とします。
3. 提出書類は、提案申請者に返還しません。

4. 交付決定を受けてから補助事業に着手（契約行為を含む）してください。なお、採用決定を受け、事前着手届を提出した場合は、この限りではありません。
5. 申請した事業計画書の内容を変更する場合は、事前に本市の承認を受けてください。
6. 事業の応募及び事業の実施にあたっては、本募集要項、補助金交付要綱、その他関係書類の内容を熟知した上で進めるとともに、市から指示があった場合はその内容に従ってください。
7. 補助金は、実績報告書の提出を受け、補助金額を確定してからお支払いします。実績報告書の内容により、実際の補助金交付額が交付決定額より減額される場合があります。
8. 補助事業の実施にあたっては、当該事業について区分経理を行うなど、透明性、客観性を持って適正に経理処理を行うとともに、経理関係書類を補助事業完了後5年間保存してください。
9. 本補助金は国の交付金を活用した事業であることから、会計検査が行われることがあります。その際に書類調査や現場確認を実施する場合は、協力をお願いします。
10. 本補助金を活用した事業は、創業後3年以上実施する必要があります。3年を経過する前に事業を廃止した場合は、返還を求める場合があります。
11. 創業後3年間は、毎年事業の実施状況の報告を求めます。詳細は交付決定後にご案内します。